

山梨県公報

第二千二百十六号

平成二十四年

三月二十九日

木曜日

目次

指定代理納付者の指定	二〇一
山梨県土地利用基本計画の変更	二〇一
字の区域変更	二〇一
林業種苗生産事業者の登録	二〇二
平成二十四年度における山梨県立富士北麓駐車場の駐車料金及び駐車許可を要しない日を定める告示	二〇二
家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施	二〇二
平成二十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	二〇四

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	二二〇
農地保有合理化事業規程の変更の承認	二二〇
土地改良区役員の退任及び就任	二二〇
人事委員会	
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	二二一
山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	二二三
山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	二二六
山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	二二七
地域手当に関する規則の一部を改正する規則	二二七
寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則	二二七
特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	二二八

告示

山梨県告示第二百二十五号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、

次のとおり指定代理納付者を指定する。

平成二十四年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目七番一号

二 指定代理納付者に代理納付させる歳入

寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)

三 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類

MasterCard

VISA

JCB

American Express

ダイナース

四 指定代理納付者に代理納付させる期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

山梨県告示第二百二十六号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十四年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

一 変更に係る事項

山梨県土地利用基本計画の森林地域の変更

二 変更内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県企画県民部企画課に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百二十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、富士河口湖町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成二十四年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

変更前の字の区域	変更後の字の区域
船津字中村三九八三 一、三九八四、三九八四一内一、六七一六に隣接する水路である国有地の一部	船津字中村
船津字宮ノ森 一、一、二、一、四、二、二、一、三に隣接する水路である国有地の一部	船津字宮ノ森

山梨県告示第百二十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者を登録した。

平成二十四年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

登録番号	生産事業者		生産事業の内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
山梨 四四二	宮下 太貴	富士吉田市大明見二七四番地	種穂の採取及び精選並びに苗木の育成	富士吉田市大明見二七四番地	富士吉田市大明見二七四番地
山梨 四四三	宮下 浩太	富士吉田市大明見二七四番地	同右	富士吉田市大明見二七四番地	富士吉田市大明見二七四番地

山梨県告示第百二十九号

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第三号）別表第二及び附則第一項の規定に基づき、次のとおり駐車料金及び許可を要しない日を定める。
平成二十四年三月二十九日

平成二十四年度

山梨県知事 横内正明

区分	駐車料金	備考
一 七月十四日から十六日まで及び八月四日から十五日までの日 二 前項に規定する日以外の日	一台一回につき一、〇〇〇円 無料	駐車場への自動車の駐車については、山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例第五条第一項の許可を要しない。

山梨県告示第百三十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

平成二十四年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため	甲府市、斐崎市、南アルプス市、甲斐市、中央市、南巨摩郡	一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で	平成二十四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間 対象家畜	一 ブルセラ病検査 1 凝集反応検査（急速凝集反応法） 2 酵素免疫測定法による検査 3 補体結合反応検査 4 その他必要な検査 二 結核病検査 1 ツベルクリン検査

、中巨摩郡	<p>飼育している雄牛 3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する日</p>	を飼育している区域又は死亡した区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する日	2 (皮内注射法) その他必要な検査
富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、笛吹市、上野原市、甲州市、西八代郡、南都留郡、北都留郡及び北杜市	<p>一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 2 種付けの用に供し又は供する目的で飼育している雄牛 3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 二 その他飼育している区域を所管する家畜保</p>		
牛のヨ―ネ病の発生予防のため	健衛生所長の指定する牛	富士河口湖町	一 予備的抗体検出法による検査 二 酵素免疫測定法による検査 三 ヨ―ニン検査 四 その他必要な検査
富士河口湖町以外の地域	<p>一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所</p> <p>二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	同	

馬伝染性貧血	牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向の把握のため	県内全域	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。	同	管する家畜保健衛生所長が指定するもの 2 種付けの用に供し又は供する目的で飼育している雄牛 3 2に掲げる牛と同施設内で飼育している牛 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雄牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの 5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛
同	同	同	同	同	同
一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査	一 酵素免疫測定法 二 ウェスタンブロット法による検査 三 免疫組織科学的検査	同	同	同	同

高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため	県内全域	実施区域内で百羽以上の家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下この項において同じ。）を飼育している農場又は十羽以上のダチヨウを飼育している農場の飼育されている家きんで、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの	長の指定するもの	一 酵素免疫測定法 二 寒天ゲル内沈降反応検査 三 ウィルスの検査 四 その他必要な検査
家きんサルモネラ感染症の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している種鶏	同	凝集反応検査（急速凝集反応法）
腐蛆病の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育しているみつばち	同	一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査
アカバネ病、チュウザン病、アイノウィルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため	県内全域	実施区域内で飼育している未越夏牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの	同	一 中和反応検査 二 臨床検査

山梨県告示第百三十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号、以下「令」という。）第百六十七条

の五第一項の規定に基づき、平成二十四年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下、「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下、「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。

1 令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者

2 令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないことができる者

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの

4 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、物品等競争入札参加資格審査申請書（第一号様式）（以下、「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(一) 営業経歴書（第二号様式）

(二) 法人の登記事項証明書（法人の場合）

(三) 身分証明書（個人の場合）

(四) 印鑑証明書

(五) 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）

(六) 納税証明書（申請書提出日直前の県税及び消費税に係るもの）

(七) 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
(八) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証明する書面
(九) 役員名簿（第三号様式）
(十) 誓約書（第四号様式）

2 申請書及び添付書類は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇 八五〇一）山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号（電話〇五五 二二三 一三九五）にあらじめ連絡の上持参すること。

3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

三 資格の有効期限

資格の有効期限は、資格を認定した日から平成二十五年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

五 資格の取消し

1 商号又は名称

2 代表者、役員又は代理人

3 所在地又は住所

4 印鑑

5 その他営業に関し重要な事項

六 資格の有効期間の更新手続

県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

七 その他

この告示の施行の際現に物品等に係る競争入札に参加する者に必要に資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）この告示に基づき資格を有する者とみなす。

1 一の1から5までのいずれかに該当することとなつたとき。

2 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

3 資格の有効期間の更新手続

県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

七 その他

この告示の施行の際現に物品等に係る競争入札に参加する者に必要に資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）この告示に基づき資格を有する者とみなす。

七 その他

この告示の施行の際現に物品等に係る競争入札に参加する者に必要に資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）この告示に基づき資格を有する者とみなす。

七 その他

この告示の施行の際現に物品等に係る競争入札に参加する者に必要に資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）この告示に基づき資格を有する者とみなす。

七 その他

この告示の施行の際現に物品等に係る競争入札に参加する者に必要に資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）この告示に基づき資格を有する者とみなす。

七 その他

この告示の施行の際現に物品等に係る競争入札に参加する者に必要に資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）この告示に基づき資格を有する者とみなす。

この告示の施行の際現に物品等に係る競争入札に参加する者に必要に資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）この告示に基づき資格を有する者とみなす。

物品等競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 横内 正明 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成24年度において山梨県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札の参加資格に関する審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び当該事項に変更が生じた場合には速やかに届け出ることを誓約します。

添付書類

- 1 営業経歴書（第2号様式）
- 2 商業登記簿謄本（法人の場合）
- 3 身分証明書（個人の場合）
- 4 印鑑証明書
- 5 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
- 6 納税証明書（申請書提出日の直前の県税及び消費税に係るもの）
- 7 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
- 8 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面
- 9 役員名簿（第3号様式）
- 10 誓約書（第4号様式）

第2号様式

営 業 経 歴 書

※業種区分

① フリガナ 商号又は名称		② フリガナ 代表者 氏名			③ 代表者印
④ 本社(本店)	〒□□□-□□□□	チェックボックス <input type="checkbox"/>	電話 ()	FAX ()	メールアドレス
⑤ 契約委任先	住所 〒□□□-□□□□	名称	氏名	電話 ()	FAX ()
⑥ 取引希望種目	物品取引希望種目	役務取引希望種目		役務許認可の有無	
	第1希望		第1希望		
	第2希望		第2希望		
	第3希望		第3希望		
			第4希望		
			第5希望		
⑦ 営業又は目取扱い品名				⑧ 営業担当者	部署名
					フリガナ
					職氏名
					電話 ()
				f a x ()	
				メールアドレス	
			⑨ 契約使用印鑑(印影)	⑩ 消費税法に規定する課税・免税業者の別	
				課税業者 免税業者	
⑪ 経営の規模	⑫ 自己資本	法人	資本合計	うち資本金	
	個人	イ 元入金	ロ 前年利益	ハ 事業主借	ニ 事業主貸
		円	円	円	円
					イ+ロ+ハ-ニ
					計 円
⑬ 営業年数	創 業	現組織へ変更	通算営業年数	県との取引開始年	⑭ 従業員数
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年	人
⑮ 決算状況	製造販売等実績高 (直近の決算期)	自 年 月 日	至 年 月 日	流動資産	流動負債
	総 製 造	円		= = %	
	上 物 品	円			
	役 務	円			
	合 計	円			
上記のうち県との取引額	円				
⑯ 主要契約納品先	国及び地方公共団体(過去2年分)	⑰ 機械設備	機種	性能	台数
	その他一般(過去2年分)				
取引金融機関					

役員等名簿

会社名 _____
 作成担当者 _____
 連絡先 _____
 平成 年 月 日現在の役員

役職	氏名	氏名のふりがな	性別(男女)	生年月日(明治M、大正T、昭和S、平成H)

- 1 本様式を山梨県が山梨県警察本部に照会することについて異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消並びに契約の解約等がなされても異存ありません。

年 月 日

住所 _____
 氏名 (会社の名前及び代表者名) _____ 代表者印

※ この名簿には、法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）を記入して下さい。監査役については除きます。また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入して下さい。
 個人の場合については、この名簿にその個人事業主を記入して下さい。

第4号様式

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

また、これらの事項に反する場合、契約の解除等、県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、2について県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

1 私は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 次のいずれかに該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所 _____

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな) 氏 名 _____ 印 _____

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年三月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人ジヨブクリエイター
 - 2 代表者の氏名 久保川 忠
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市篠原千四百十六番地三
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、障害者就労継続支援事業を行う団体、又は障害者就労作業所および就労意欲のある障害者、社会との絆を希求する就労可能な老人福祉施設の利用者及び団体、社会復帰を目指す個人に対して、その就労による成果物が社会に対し一層価値が認められ評価され、それにより社会との共生と絆、就業機会の増大と、就業条件の向上が期待できるような成果物の販売政策、流通政策、製品開発に関する調査、企画提案、実施の営業並びに支援事業を行い、もって福祉の増進、経済活動の活性化、雇用機会の拡充等に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十四年三月十九日から同年五月十八日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年三月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人甲州特産品ネットワーク

- 2 代表者の氏名 岸本孝明
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市塩山上於曾千九百二十五番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、甲州市及びその周辺の特産品（農産物を含む）を全国に情報発信すると共に、その開発や生産を支援し、各関係団体や生産者等とのネットワークをつくる事業を行い、六次産業のつなぎ手としてまちづくりに寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十四年三月十九日から同年五月十八日まで

● 農地保有合理化事業規程の変更の承認
 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した。
 平成二十四年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 農地保有合理化事業を行う者の名称 財団法人山梨県農業振興公社
- 二 農地保有合理化事業の実施地域 山梨県における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域）
- 三 農地保有合理化事業の種類
 - 1 農地売買等事業
 - 2 農地売渡信託等事業
 - 3 農地貸付信託事業
 - 4 農業生産法人出資育成事業
 - 5 研修等事業

● 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成二十四年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 退 任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日

理事	深沢 博	山梨市万力一四二番地	平成二十四年三月四日
理事	窪田英文	山梨市北八八二番地	平成二十四年三月四日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	関口和幸	山梨市上岩下六三四番地	平成二十四年三月五日
理事	日原 隆	山梨市東二二六二番地	平成二十四年三月五日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十四年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
富士吉田市上吉田字熊穴四五五の一、四五八三の八、四五八四、四五八七及び四五八七の乙の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
富士吉田市上吉田四千五百八十四番地 社会福祉法人明清会 理事長 上小澤 隆

人事委員会

山梨県人事委員会規則第七号

職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二職員採用上級試験の部を次のように改める。

職員採用 上級試験		行政Ⅰ	行政Ⅱ
社会福祉Ⅰ	主として社会福祉（相談業務）に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	他の試験職種の対象とならない業務に従事することを職務とする職	教養試験 専門試験（五肢選択） 人物試験Ⅰ 人物試験Ⅱ 論文試験 資格調査
社会福祉Ⅱ	主として社会福祉（施設での生活指導等）に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		教養試験 自己アピール試験 人物試験Ⅰ 人物試験Ⅱ 論文試験 資格調査

薬剤師	主として薬学に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
栄養士	主として栄養学に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
警察事務	県警察の機関において事務に従事することを職務とする職
化学	主として化学に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
機械	主として機械に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
農業	主として農業に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

林業	主として林業に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
総合土木	主として土木に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
建築	主として建築に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
電気	主として電気に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
畜産	主として畜産に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
水産	主として水産に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

保健師	主として保健指導に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として図書に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として歴史及び芸術等に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として文化財に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として建築設備に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	教養試験 専門試験(五肢選択及び記述) 人物試験 I 人物試験 II	教養試験 専門試験(五肢選択及び記述) 人物試験 I 人物試験 II	教養試験 専門試験(記述) 人物試験 I 人物試験 II	論文試験 身体検査 資格調査	教養試験 専門試験(五肢選択) 人物試験 I 人物試験 II 論文試験 資格調査

別表第二職員採用中級試験の部中「作文」を「作文試験」に改め、同表職員採用初級試験の部を次のように改める。

職員採用 初級試験	行政	他の試験職種の対象とならない業務に従事することを職務とする職	教養試験 人物試験 I 人物試験 II
	警察事務	県警察の各機関に勤務し、主として一般事務に従事する職	作文試験 資格調査

別表第二資格免許職員採用試験の部中「作文」を「作文試験」に改め、同表民間企業等職務経験者職員採用試験の部中「論文」を「論文試験」に改め、同表警察官採用試験 A の部及び警察官採用試験 B の部中「論文(警察官採用試験 A に係るものに限る。)」を「論文試験(警察官採用試験 A に係るものに限る。)」に改め、同表小中学校事務

職員採用試験の部、小中学校栄養職員採用試験の部及び任期付職員採用試験の部中「作文」を「作文試験」に改め、同表備考中第十号を第十一号とし、第九号から第三号までを一号ずつ繰り上げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 「自己アピール試験」とは、自らの経験等から得た能力・実績についての記述式による試験をいう。
別表第四職員採用上級試験の項第三号の表中「管理栄養士名簿の登録又は」を削る。
別表第六の一の表義肢装具士の項を削り、同表中二を削り、三を二とする。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第八号

山梨県職員給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

山梨県職員給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号)の一部

を 次 長 七種（人事委員会が認める者にあつては六種）

に改め、同部育精福祉センターの項中 所長 四種 を 所長

五種（人事委員会が認める者にあつては四種） に改め、同部産業技術短期大学の

指導部長 七種（人事委員会が認める者にあつては六種） を 教務指導部

長 七種 に改め、同部中部横断自動車道推進事務所の項中 次長 七種（人事委

員会が認める者にあつては六種） を 次 長 七種（人事委員会が認める者に

あつては六種） に改める。

同表教育委員会事務局本庁の項中「新図書館建設室長」を 「新図書館建設室長 全国高校総体推進室長」

に改め、「技術指導監」を 「企画推進監 技術指導監」 に改め、同部図書館の項中

五種（人事委員会が認める者） にあつては四種） を 副館長 五種（人事委員会が認める） 次長 七種

者にあつては四種） に改める。

附則

（施行期日等）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第八の二の改正規定は、公布の日から施行する。

（昇格時号給対応表の一部改正に伴う経過措置）

2 前項ただし書きに定める日から平成二十四年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

山梨県人事委員会規則第九号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十四年三月二十九日 山梨県人事委員会 委員長 中 矢 恵 三

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第四の二イの表2級の欄中

69	66	62	
を	66	62	
57	66	63	58
58	66	63	58
58	67	63	59
58	67	63	59
59	67	64	59
59	67	64	59
59	67	64	60
60	67	64	60
60	67	65	60
60	68	65	61
61	68	65	61
61	68	65	61
61	68	65	61
61	68	65	61
62	68	66	62
62	68	66	62
62		66	62

62	63	63	63	63	63	64	64	64	64	65	65	65	65	65	65	66	66
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

66	66	66	66	66	67	67	67	67	67	67	67	68	68	68	68	68
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

別表第四の二八の表中2級の欄中

58	58	58	58	58	58	58	59	59	59	59	59
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

60	60	60	60	61	61	61	62	62	62	62	63	63	を	57	58	58	58	58
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	----

58	58	59	59	59	59	59	60	60	60	60	60	60	61	61	62	62	に改
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

別表第八中 「増富小学校
高根清里小学校
北杜市須玉町比志
北杜市高根町清里」
を「高根清里
」に改める。
小学校
― 北杜市高根町清里

附則
(施行期日等)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第四の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(昇格時号給対応表の一部改正に伴う経過措置)
2 前項ただし書きに定める日から平成二十四年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

山梨県人事委員会規則第十号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十四年三月二十九日

山梨県人事委員会
委員長 中 矢 恵 三

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第六の二の表3級の欄中	90	91	92	93	93	94	94	95	95	96	を
---------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---

89	90	90	91	91	92	92	93	94	95	に改める。
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-------

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(昇格時号給対応表の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

山梨県人事委員会規則第十一号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十四年三月二十九日

山梨県人事委員会
委員長 中 矢 恵 三

地域手当に関する規則の一部を改正する規則
地域手当に関する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十二号

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「松本市」を「諏訪市」に改める。

別表第二中

北杜市須玉町比志三六一一の六	増富小学校
甲州市塩山上萩原一五一八の四	神金小学校

を
甲州市塩山上萩原一五一八の四
神金小学校

に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十三号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表を次のように改める。

支 給 対 象	支給額（日額）
(1) 税務課又は総合県税事務所に勤務し、県税の賦課又は徴収の業務に直接従事した職員（総合県税事務所に勤務する職員にあつては、職員給与条例第十一条の二第一項の規定により管理職手当を支給される職員に限る。）	五百八十円
(2) 総合県税事務所に勤務し、徴収業務に従事した職（①の職員を除く。）	六百三十円
(3) 総合県税事務所に勤務する職員（①及び②の職員を除く。）	五百三十円

第三条第二項中、「勤務一月につき一万円とする。ただし、前項第一号のうち人事委員会が定めるものにあつては」を削る。

第五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、保健所の所長については、業務に従事した日一日につき二千円とする。

第八条第一項第一号中「消防防災課」を「防災危機管理課」に改める。

第十二条第一項中、「山梨園芸高等学校」を削る。

第十五条第一項中「水産技術センター」の下に、「中部横断自動車道推進事務所」を加える。

第二十三条第二項中「勤務一月」を「業務に従事した日一日」に、「六千八百円」を「三百四十円」に改める。

第二十五条の四第一項中「県土整備部」の下に、「（技術管理課、治水課、砂防課及び

営繕課を除く。）」を加える。

第三十二条の十二第一項中「消防防災課」を「防災危機管理課消防」に改める。

第三十三条第二項を削る。

第三十四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第

四項とする。

第三十五条第一項中「もの」の下に「税務手当（第二条第二項の表②の項及び③の

項に限る。）」を加え、「（第三条第二項ただし書に規定する人事委員会が定めるものが

従事した業務に限る。）」を、「医師診療実験従事手当」に改め、「用地交渉手当」の下

に「保健衛生業務従事手当」を加える。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番